令和８年（フ）第７７号
茨城県鹿嶋市大字谷原520番地１
債務者　戸田　侑希（旧姓鈴木）
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
水戸地方裁判所麻生支部

令和７年（フ）第２６２号
茨城県筑西市旭ケ丘2940番地４、申立時の住所茨城県筑西市玉戸1336番地261
債務者　堀江　裕貴
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第７０８号
栃木県宇都宮市緑３丁目18番14号　サニーハイツ308、前住所栃木県宇都宮市西川田南１丁目18番17号　ウエストリバーｒｆ　202号室
債務者　丹羽麻由美
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第７２３号
栃木県宇都宮市若草３丁目18番23号　アルカーサＢ102号室、前住所栃木県鹿沼市日吉町1581番地17
債務者　高野　広大
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６８号
群馬県桐生市堤町１丁目22番６号、前住所埼玉県熊谷市箕輪119番地２
債務者　西澤　　純
１　決定年月日時　令和８年11月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
前橋地方裁判所桐生支部

令和８年（フ）第１８５６号
埼玉県川口市西青木４丁目５番２号　野菊荘101号室
債務者　佐藤　博子
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１８６２号
さいたま市岩槻区上野１丁目10番地26　ＧＲＡＮＣＩＡ103
債務者　寺下　直輝
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１８７４号
埼玉県北本市東間７－５　アライブ203、住民票上の住所福島県会津若松市緑町４番10号
債務者　横山　　翔
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１８７５号
埼玉県南埼玉郡宮代町川端３丁目３番13号
エステートピアシバサキⅡ　102号
債務者　荒川　京香（旧姓中川）
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１９３３号
さいたま市西区大字指扇領別所312番地３
エリーメゾン102
債務者　山谷　和恵
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第３６３号
埼玉県東松山市大字岩殿44番地１
債務者　室岡　優子
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第４００号
埼玉県深谷市本田2226番地
債務者　池田　　勝
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第４０４号
埼玉県行田市駒形１丁目12番17号
債務者　田端みよ子
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第１２２９号
千葉県浦安市富士見４丁目２番６号　片岡ハイツ（202）
債務者　高橋　秀夫
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３７２号
千葉市中央区宮崎町780番地71　わかばハイツ105号
債務者　松田　千怜
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４０８号
千葉県市川市末広２丁目７番16号　（セザール末広201号）
債務者　小野　　一
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４３５号
千葉県市川市南八幡２丁目５番２－302号（シンコーマンション）
債務者　茂木　雅子
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係